

災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

このたびの『台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨』にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者様からお申し出をいただいた場合、下記のような特別のお取扱いをいたします。

災害救助法適用市町村：青森県むつ市、上北郡七戸町、下北郡風間浦村（8月10日公表）

1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響によりお払い込みが困難な場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

【お問い合わせ先】

ご契約者様サポートセンター 通話料無料 **0800-111-8164**
午前9時～午後5時
(日・祝・年末年始等の休業日を除く)